



ダイオキシン含有水底土砂排出規制設定へ

環境省は、最近の調査で一部の水底土砂中に高濃度のダイオキシン類が含まれている事実が明らかになったことなどに対応し、ダイオキシン類を含む水底土砂の排出基準を設定し、排出方法に関する規制措置を設けることになりました。

「水底土砂に係る処分方策基礎調査検討委員会」報告書によると、その判定基準はダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水にかかわる水質排出基準である 10pg-TEQ/L とすることが適切であるとされました。

その他、講じられるべき措置については以下の通りです。

1 海洋投入処分に関する追加措置について、ダイオキシン類に係る底質環境基準(含有濃度 150pg-TEQ/g)を超える水底土砂については、海洋投入処分の中止を実質的に担保していくことが求められること。

2 埋め立て処分に関する追加措置について、溶出濃度が 10pg-TEQ/L を超える水底土砂については埋め立て処分よりも無害化処理を優先させていくことが望ましく、特に、含有濃度が 3000pg-TEQ/g を超える場合にあっては無害化処理を前提とすべきであること。

3 溶出濃度が 10pg-TEQ/L 以下であって、かつ底質環境基準(含有濃度 150pg-TEQ/g)を超えるダイオキシン類含有水底土砂を埋め立て処分する場合については、必要な場合には追加的な措置が求められること。

資料:2003年4月15日付 環境省ホームページ

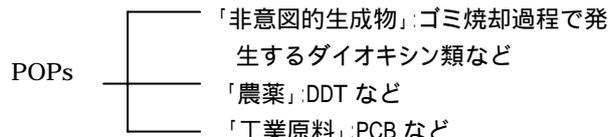
4月16日付 化学工業日報

クロマト研究課 戸邊真一

POPs 12 種類 特管廃棄物に指定

環境省は、残留性有機汚染物質(POPs)廃棄 12 種類を特別管理廃棄物に指定する方針を固めました。

POPs は、以下の3つに大別されます。



特別管理廃棄物としての規定には、次の3段階があります。

- 1) 対象物質を特定する指定基準
- 2) 中間処理基準
- 3) 最終処分など適正処理の基準

環境省では、これらを定めるために各内容について検討中です。

< 検討内容 >

- ・ 保管状況の確認
 - ・ 非意図的生成物の発生源調査
 - ・ 廃棄物の種類ごとの適切な処理方法や処理施設
 - ・ 毒性低減の確認方法
 - ・ 処理後残渣の安全性の確認
 - ・ 排ガス、排水として環境中に放出される量の確認など
- 現時点では、濃度によって特別管理廃棄物かどうかの線引きをする方針が中心となる模様です。

今後は、処理技術などの検討を4月以降本格化し、早ければ年内にも政令改正の手続きを進める方針です。

資料:2003年4月2日付 環境新聞

環境技術課 坂田旭子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 環境ホルモン 魚類を用いたスクリーニング試験 OECD
2. 石綿原則禁止 施行令改正 厚労省
3. 重電機器の PCB 混入17社 電機工業会 中間報告
4. 「油性ワックス」実質禁止 埼玉県教委
5. 平成14年度食品中ダイオキシン類濃度調査 埼玉県
6. ヒ素基準超過の飼料用稲わら販売停止 農水省
7. ビル建材に PCB 兵庫県
8. 特定農薬指定へ指針 農水・環境省
9. 浚渫土砂遮断型処理 環境省
10. クリプト対策で浄水施設の規制強化 厚労省
11. 建設残土で抜本対策 国交省



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査

- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発